



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル5階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 武田

朝夕の寒さが増してまいりました。皆様方におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック 消費税インボイス制度について

令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が実施されます。消費税が導入されて以来、最も大きな改正と位置づけられるものになりますので、簡単にですが説明させていただきます。

(1) インボイス（適格請求書）とは？

・インボイスが無ければ、消費税の計算上、仕入税額控除ができなくなりますので、取引先からインボイスの交付を求められることになります。（相手が、消費者、免税事業者などの場合は影響がありませんので、交付を求められないものと思われます。）

・インボイスを交付するには、事業者登録が必要となり、事業者登録をすると事業者番号が発行されます。

※現在、免税事業者の方が登録すると消費税の申告が必要になりますので、登録についてはご相談ください。

・領収書とインボイスの違い？

①売上先の氏名、②取引日付、③売上金額、④取引内容、⑤自社名、ここまでは従来の領収書と同様の記載事項で、⑥事業者番号、⑦適用消費税率、⑧税率ごとの消費税額、がインボイスで追加される記載事項になりますので、インボイス制度が実施されるまでに対応した様式をご用意ください。（請求書についても同様の記載事項が必要になります。）

(2) 仕入先等に対する対応

・自社側でも取引相手がインボイス登録をしていなければ、原則課税の場合、仕入税額控除ができませんので、取引相手にインボイス登録の確認が必要になります。仕入先だけでなく、店舗や事務所の賃貸契約がある場合は、契約の再確認が必要になると思われます。

※経過措置が設けられていて、令和8年9月までは80%、令和11年9月までは50%、インボイスがなくても仕入税額控除ができることになっています。

・3万円未満の公共交通機関や自動販売機などはインボイスは必要ありませんが、タクシーや飲食代などについてはインボイスがなければ、仕入税額控除ができませんのでご注意ください。

(3) 最後に

インボイス制度が実施されると、課税事業者にとっては、免税事業者との取引が一番の問題となります。仕入税額控除ができないため、控除できない分は費用がその分増えることになりますので、値下げの交渉するといった対応が必要になります。

免税事業者にとっては、一方的な値下げ交渉に応じる必要は無く、経過措置が設けられていることなどから、価格設定については慎重に交渉することが必要になります。

ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

以上